

徳島県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和三年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島空港	板野郡松茂町中喜来字前 原東参番越二一番七地先 から 同 北島町太郎八須字 同 北島町太郎八須字 宮ノ西一番四地先まで	新	旧 一五・三丁四六・五	一、三六六・八
			同	新	一五・三丁四六・五	一、三六六・八